

交通事故にあったら警察へ事故の届出を

人身事故の場合は人身扱いの届出を

正しい内容の届出がない場合は、保険金のお支払いができないことがあります。
事故の内容を損害保険会社または取扱い代理店に速やかにご連絡ください。

〔 お問い合わせ窓口のご案内 〕

損害保険に関する一般的なご相談や
損害保険会社^(注)とのトラブルの解決を希望する場合

(注) 当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社(表紙記載の会員会社一覧ご参照)に限ります。

そんぽADRセンター



0570-022808 (通話料有料)

受付：月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)の
9時15分～17時

IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| ● そんぽADRセンター北海道 011-351-1031 | ● そんぽADRセンター近畿 06-7634-2321 |
| ● そんぽADRセンター東北 022-745-1171 | ● そんぽADRセンター中国 082-553-5201 |
| ● そんぽADRセンター東京 03-4332-5241 | ● そんぽADRセンター四国 087-883-1031 |
| ● そんぽADRセンター北陸 076-203-8581 | ● そんぽADRセンター九州 092-235-1761 |
| ● そんぽADRセンター中部 052-308-3081 | ● そんぽADRセンター沖縄 098-993-5951 |

※損害保険のご加入、ご契約内容の変更や事故のご連絡は、
直接、損害保険会社または取扱いの代理店へお願いいたします。

一般社団法人 **日本損害保険協会**

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
URL: <http://www.sonpo.or.jp/>



くるまから離れるときは必ずキーを
抜きドアをロックしましょう。
イモビライザーは、とても効果的な
盗難防止装置です。



この「交通事故被害者のために」は
色覚の個人差を問わず、より多くの
人に見やすいよう、カラーユニバー
サルデザインに配慮して作られて
います。



< 再生紙使用 >

2017.10.120,000

SONPO

交通事故 被害者のために

交通事故にあった際に、知っておきたいことを一冊にまとめました。

- 1 交通事故にあったら、まずどうするか？
- 2 請求前に知っておきたいことは？
- 3 自賠責保険の請求方法と補償内容は？
- 4 賠償問題を解決するには？

* お役立ち情報(貸付金制度など)



あいおいニッセイ同和損保
イーデザイン損保
ジェイアイ
そんぽ24
日本地震
明治安田損保

アイベット損保
エイチ・エス損保
セコム損害保険
大同火災
日立キャピタル損保

アクサ損保
SBI損保
セゾン自動車火災
東京海上日動
富士火災

朝日火災
au損保
ソニー損保
トア再保険
三井住友海上

アニコム損保
共栄火災
損保ジャパン日本興亜
日新火災
三井ダイレクト損保

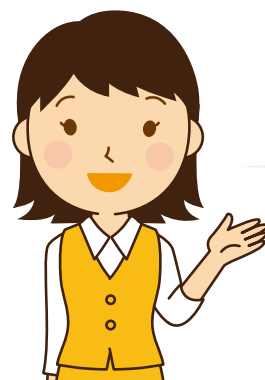
(会員会社・50音順) 2017年10月現在

一般社団法人 **日本損害保険協会**

2017年10月発行

はじめに

もし、交通事故の被害者になったら…



現在、交通事故による**死傷者数は年間約62万人**^(注)であり、交通事故をめぐる現状は依然として深刻なものとなっています。交通事故はだれにとっても突然で、どうしたらよいのか戸惑うことばかりです。そこで、この冊子では、交通事故の被害にあった際、**最低限知っていただきたいというポイント**をまとめました。万が一のときの知識としてお役立ていただければ幸いです。

(注) 警察庁調べ (2016年)

目次

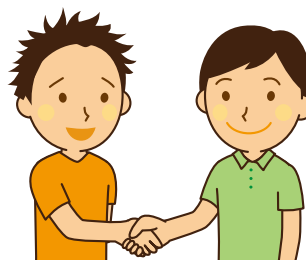
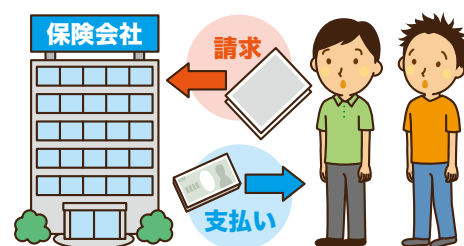
1 交通事故にあったら、まずどうするか?.....3ページ

- 1 警察へ届け出る
- 2 相手を確認する
- 3 目撃者を確保する
- 4 自分でも記録する
- 5 医師の診断を受ける



2 請求前に知っておきたいことは?

- 2-1 交通事故での「損害賠償」って、なに?.....5ページ
- 2-2 なにを「損害」として賠償請求できるの?.....6ページ
- 2-3 賠償請求はだれから、だれにするの?.....7ページ
- 2-4 交通事故の損害を補償する保険は?.....8ページ



3 自賠責保険の請求方法と補償内容は?

- 3-1 自賠責保険の請求方法は?.....9ページ
- 3-2 自賠責保険は損害額が確定しないと請求できないの?.....9ページ
- 3-3 自賠責保険の請求に必要な書類は?.....10ページ
- 3-4 自賠責保険の補償内容は?.....11ページ
- 3-5 自賠責保険の支払額は、どうやって決定するの?.....13ページ
- 3-6 自賠責保険の請求期限は?.....14ページ

4 賠償問題を解決するには?

- 4-1 賠償問題の解決までの流れは?.....15ページ
- 4-2 示談って、なに?.....16ページ
- 4-3 裁判外紛争解決手続って、なに?.....18ページ
- 4-4 調停って、なに?.....21ページ
- 4-5 訴訟って、なに?.....21ページ

* お役立ち情報

- 1 被害者のための貸付金制度、給付金制度.....23ページ
- 2 交通事故証明書の申込方法.....24ページ
- 3 自動車保険（任意保険）の知識.....25ページ
- 4 むちうち損傷って、なに?.....27ページ

1 交通事故にあったら、まずどうするか？

まず、落ちついて行動してください。相手や事故の状況を確認し、速やかに医師の診断を受けましょう。

1

警察へ 届け出る



- 加害者などからの報告は義務ですが、**被害者から届け出**しておくことも必要（特にケガをしている場合は「**人身事故扱い**」の届出が大切）です。また、できるだけ早く自動車安全運転センターから**交通事故証明書**^(注1)の交付を受けましょう。

(注1) 交通事故証明書は、自賠責保険の請求に必要となります。

詳しくは **10ページ**参照

交通事故証明書申込の方法

詳しくは **24ページ**参照

2

相手を 確認する



- 十分に相手の確認をすることが必要です。
 - ①加害者の**住所・氏名・連絡先**
 - ②加害者が加入している**自賠責保険・自動車保険の会社名・証明書番号**など
 - ③加害車両の**登録ナンバー**
 - ④加害者の**勤務先と雇主の住所・氏名・連絡先**^(注2)

(注2) 業務中に従業員が交通事故を起こしたときは、原則として、雇主も責任を負います。こうした場合、一般的に運転者より資力のある雇主に賠償請求を行います。

詳しくは **7ページ**参照

3

目撃者を 確保する



- 通行人や近所の人など**交通事故の目撃者**がいたら、氏名・連絡先を聞きましょう。必要ならば、後日**証人になってくれるよう頼ん**でおきましょう。

● 事故の状況が複雑な場合は目撃者に確認する場合があります。

● 第三者の証言は示談交渉などに有効です。

4

自分でも 記録する



- 事故直後、記憶が鮮明なうちに、自ら**現場の見取図**や交通事故の**経過、写真などの記録**を残しておくことが大切です。^(注3)
 - ① 携帯電話のカメラなどで撮影する。
 - ② 見取図をメモする。

(注3) 示談交渉は交通事故から日にちが経ってから行われるため、勘違いや失念から、言い分が食い違うこともあります。示談交渉終了まで記録を残すことが望ましいです。

5

医師の診断 を受ける



- たいしたことはないと思っても、あとで意外にケガが重いことがわかる例もあります。交通事故にあったら**速やかに医師の診断**を受けましょう。

● 事故後、速やかに受診しない場合には、交通事故との因果関係が認められないことがあります。

「損害賠償請求」について、基本的な知識を理解しておきましょう。

Q2-1 交通事故での「損害賠償」って、なに？

A 交通事故によって損害を受けた被害者に対して、**加害者**がその**損害の埋め合わせ**をすることです。

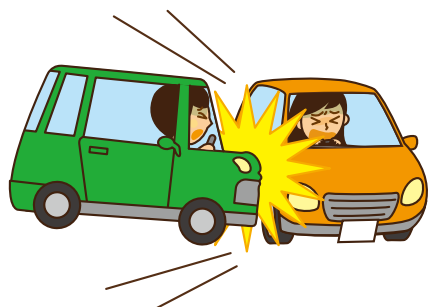
民法では、不法行為によって他人に**損害を与えた人**は、その損害を**賠償する責任を負う**と定められています（民法第709条）。また、自賠法第3条では、運行供用者が自動車の運行によって他人の生命または身体を害したときは、原則として、その損害を賠償する責任を負うと定められています。

自賠法は民法に優先して適用されます。自賠法では被害者保護のために、被害者が賠償請求する際は、自動車の運行によって損害が発生したという事実のみを示せばよく、**加害者の故意・過失について、立証する責任を負いません**。

※本冊子中に「自賠法」とあるのは「自動車損害賠償保障法」の略です。

民法の場合

- **賠償義務者**
不法な行為によって、他人に損害を与えた人（民法第709条）。
- **適用される範囲**
人的被害に限らず、**物損事故に対しても、適用されます**。
- **損害賠償請求時の立証責任**
被害者が損害発生の結果について、加害者側に故意・過失があったことを立証しなければなりません。
- **過失相殺** ▶ 14 ページ参照
被害者にも過失がある場合、その割合だけ損害額から減額されます（民法第722条）。



自賠法の場合

- **賠償義務者** ▶ 7 ページ参照
自動車を思いどおりに使える状況にあり、その運行で利益を得る人。**運行供用者**といいます（自賠法第3条）。
※他人のために自動車の運転または運転の補助に従事する人は、自賠法第3条の責任は負わず、民法第709条によって、過失が立証された場合にはじめて責任を負うことになります。
- **適用される範囲**
人身損害に限って、適用されます（自賠法第3条）。
※人身損害とは「他人の生命又は身体を害したとき」をいいます。
- **損害賠償請求時の立証責任**
被害者は自動車の運行によって損害が発生したという事実のみを示せばよく、一方加害者は、次の3点を立証しなければ、賠償責任を免れることはできません（自賠法第3条）。
 - ① 自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと
 - ② 被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと
 - ③ 自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと
- **重過失減額** ▶ 14 ページ参照
被害者に重大な過失がない限り、減額されません（自賠法第16条の3）。

Q2-2 なにを「損害」として賠償請求できるの？

A **事故と相当因果関係のある損害**についてです。

交通事故によって**生じる損害**には大きく分けて「**経済的な損害**」「**精神的な損害**」があり、加害者に賠償請求できます。ただし、事故と相当因果関係のあるものに限られ、治療などに必要であったかどうか、妥当な性質・金額のものであったかどうかなどで判断されます（11、12 ページ参照）。

- **経済的な損害** ケガの治療関係費、休業損害、被害者が死亡した場合または後遺障害を負った場合の逸失利益や自動車の修理費など
- **精神的な損害** 慰謝料

(注) 相当因果関係のある損害として認められないもの…
入院中の携帯テレビ購入費、見舞客に対する接待費、お見舞返しなど



コラム

交通事故治療に社会保険は利用できるの？

■ 労災保険や健康保険も利用できます。

交通事故の治療についても、業務中や通勤途中であれば**労災保険**、それ以外の場合は**健康保険**が利用できます。その場合は、健康保険組合などに**第三者行為の届出**が必要です。それを受けて、政府や健康保険組合は、労災保険や健康保険からの給付金相当額を損害保険会社または加害者に求償します。なお、治療費についても**過失相殺**（14 ページ参照）の対象となるため、**被害者に過失がある場合**、その過失分は被害者が自己負担しなければなりませんが、**健康保険を利用すれば治療費の自己負担の軽減につながります**。



Q2-3 賠償請求はだれから、だれにするの？

A 賠償請求権者から賠償義務者へ行われますが、事故当事者同士とは限りません。

賠償請求権者（請求できる人）

ケガや後遺障害の場合

被害者



被害者が死亡した場合

法定相続人



配偶者は常に相続人となりますが、そのほか、次の順位で損害賠償請求権を相続し、被害者の経済的損害の賠償と慰謝料を請求できます（民法第887条および第889条）。

- 優先1：子（胎児を含む）などの直系卑属
※子が相続前に死亡しているときは孫が対象
- 優先2：父母などの直系尊属
※父母が相続前に死亡しているときは祖父母が対象
- 優先3：兄弟姉妹またはその子

配偶者・子・父母

配偶者・子・父母は、相続による損害賠償請求とは別に、それぞれ自分自身の慰謝料を請求できます（民法第711条）。

※死亡事故で賠償請求権者が複数いるときは、代表請求者1人に委任して請求してください。

賠償義務者（請求する相手）

右記以外の場合

加害者
(運行供用者)



未成年者の場合

未成年者の親



工作中だった場合

雇主



- 事故の加害者が未成年者で、責任能力が無い場合、原則として親が賠償責任を負います（民法第714条1項）。
- 未成年の加害者に責任能力があっても、監督義務という点で親に賠償請求できるという考え方もあります。

- 従業員が業務で運転中に第三者に損害を与えた場合、原則としてその雇主が賠償責任（使用者責任）を負います（民法第715条1項）。

雇主、車の所有者、借主（場合によっては車の貸主、名義貸人など）は運行供用者にあたり、賠償責任を負います（自賠法第3条）。

注意：事情が複雑なときは、弁護士、交通事故相談機関および損害保険会社にご相談ください。

▶ 18～20 ページ参照

Q2-4 交通事故の損害を補償する保険は？

A 自賠責保険と自動車保険の2種類の保険があります。

加入は
義務

自賠責保険（強制保険）

自動車の運行によって他人を死傷させた場合、加害者が負う損害賠償額が支払対象です。物の損害（被害者の自動車、建物など）は補償されません。なお、支払限度額が定められています。

▶ 9～14 ページ参照

加入は
任意

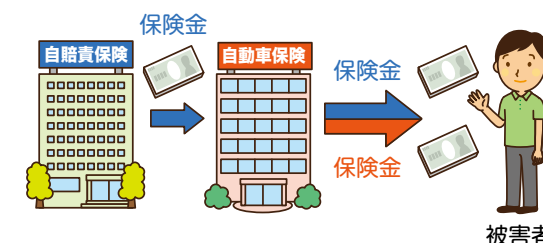
自動車保険（任意保険）

自賠責保険の支払限度額を超えた人身損害、他人の自動車や建物などに与えた物件損害、運転者自身や同乗者のケガ、自分の自動車の損害などが支払対象となります。

▶ 25～26 ページ参照

自賠責保険・自動車保険の一括払

加害者が自賠責保険のほかに自動車保険（対人賠償保険）にも加入している場合、自動車保険を契約している損害保険会社は被害者に自賠責保険を含めてお支払するサービスを行っており、このサービスを一括払といいます。一括払の場合、被害者は自賠責保険と自動車保険それぞれに請求することなく保険金を受け取ることができます。この一括払サービスは非常に多くの方に活用されている利便性の高いサービスといえます。



コラム

ひき逃げ等による事故の場合は？

■ 政府の保障事業に請求できます。

ひき逃げや無保険車（自賠責保険をつけていない自動車）または盗難車などによる交通事故で負傷・死亡した被害者は、自賠責保険では救済されません。そうした被害者で、加害者から賠償を受けられない場合などには、政府の保障事業に請求できます（自賠法第72条1項）。

政府の保障事業は、国（国土交通省）が加害者に代わって被害者が受けた損害をてん補する制度で、支払限度額は自賠責保険と同じですが、以下のような点が自賠責保険と異なります。

- 請求できるのは被害者のみとなります。加害者からは請求できません。
- 健康保険、労災保険などの社会保険による給付が受けられる場合は、その金額は差し引いて支払われます。
- 政府は保障事業として被害者に支払った金額について加害者に求償を行います。

政府の保障事業の対象とならないケース

- 加害者に賠償責任が発生しないとき
- 被害者が保有者、運転者など、自賠法で定める「他人」に当たらないとき
- 自動車の運行によって死傷したものではないとき
- 請求期限（交通事故発生の翌日から3年）を過ぎたとき

なお、政府の保障事業への請求は、損害保険会社で受け付けています。詳しくは損害保険会社にお問い合わせください。



3 自賠責保険の請求方法と補償内容は？

請求方法、必要な書類等についての知識を理解しておきましょう。

Q3-1 自賠責保険の請求方法は？

A 「加害者請求」と「被害者請求」があります。

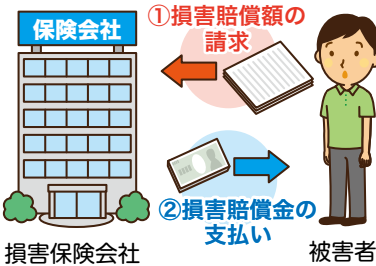
加害者請求

加害者が被害者に損害賠償金を支払ったあと、保険金を損害保険会社に請求します（自賠法第15条）。



被害者請求

被害者が加害者の加入している損害保険会社に直接請求します（自賠法第16条）。この場合は、保険金とはいわず、損害賠償額の請求といいます。請求に必要な書類は、**10ページ**をご参照ください。



Q3-2 自賠責保険は損害額が確定しないと請求できないの？

A 損害額が確定していなくても請求ができます。

自賠責保険では、治療費や休業損害などの損害額が最終的に確定していなくても、**すでに発生している費用などがあれば、保険金の請求をすることができます。**なお、治療費、休業損害などを請求する場合には、すでに費用や損害が発生しているという立証資料が必要になります。加害者がすでに被害者に対してそれらの金額を損害賠償金として支払っている場合には、加害者から請求することになります。

また、**そのほかに仮渡金**という制度があり、治療費など当座の費用として、総損害額が確定前であっても仮渡金の請求ができます（自賠法第17条1項）。**被害者が**、加害者の加入している損害保険会社に請求すれば、一定の条件のもと**次の金額が支払われます。**なお、加害者からは請求できません。

仮渡金の金額

- 死亡の場合 **290万円**
- ケガの場合（程度に応じて、三段階に分かれています。） **40万円・20万円・5万円**

コラム

2台以上の自動車加害者の場合、請求先は？

■ **それぞれの加害者が加入している損害保険会社に直接請求できます。**

加害者が複数いる場合（共同不法行為といいます）には被害者は、それぞれの加害者が加入している損害保険会社に直接請求できます。ただし、総損害額が1契約の支払限度額（11～12ページ参照）内であれば、いずれか1社に請求すればよいです。なお、自賠責保険の支払限度額は**加害車両の台数分だけ増加**します（たとえば**2台**の自動車による交通事故でケガをした場合、**支払い限度額は120万円の2倍の240万円**となります）。

Q3-3 自賠責保険の請求に必要な書類は？

A 損害の種類により異なります。以下の表でご確認ください。

提出書類	発行者（作成者）	損害の種類				
		被害者請求の場合				
		仮渡金				
		死亡	後遺障害	傷害	死亡	傷害
保険金（共済金）・損害賠償額・仮渡金支払請求書		◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書（人身事故）	自動車安全運転センター	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書	事故当事者等 事故状況に詳しい人	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書または死体検案書（死亡診断書）	治療を受けた医師 または医療機関	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書	治療を受けた医師 または医療機関	◎	○	◎		
通院交通費明細書		◎		◎		
付添看護自認書または看護料領収書		○		○		
休業損害の証明は、 (1) 給与所得者 事業主の 休業損害証明書 （源泉徴収票添付） (2) 自由業者、自営業者、農林漁業者 納税証明書、課税証明書（所得額の記載されたもの） または確定申告書（控）等	事業主 （休業損害証明書） 税務署または市区町村 （納税証明書、 課税証明書等）	○	○	○		
損害賠償額の受領者が請求者本人であることの証明（印鑑証明） 被害者が未成年者で、その親権者が請求する場合は、当該未成年者の住民票または戸籍抄本も必要です。	住民登録をしている 市区町村、 本籍のある市区町村	◎	◎	◎	◎	◎
委任状および委任者の印鑑証明（第三者に委任する場合） 死亡事故等で請求権者が複数いる場合は、原則として1名を代理者として、他の請求権者全員の委任状および印鑑証明が必要です。	印鑑登録をしている 市区町村	○	○	○	○	○
戸籍謄本	本籍のある市区町村	◎			◎	
後遺障害診断書	治療を受けた医師 または医療機関		◎			
レントゲン写真等	治療を受けた医師 または医療機関	○	○	○		

※**太色文字**の用紙は損害保険会社に備え付けてあります。

※◎印は必ず提出していただく書類です。○印は事故の内容によって提出していただく書類です。

※以上のほかに書類が必要なときは、損害保険会社または自賠責損害調査事務所からご連絡します。

※加害者請求の場合は表中の書類に加えて加害者の支払いを証明する領収書、示談成立の場合は示談書が必要になります。

※仮渡金請求の際に提出していただいた書類は、損害賠償額請求の場合には再提出していただく必要はありません。

※マイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、マイナンバー部分を塗りつぶしたうえ、ご提出願います。

A 自賠責保険では法律に基づいて「支払基準」が定められています。

※ 2002 年 4 月 1 日以降に発生した事故に適用される支払基準を掲載しています。

▶ 傷害による損害

治療関係費、文書料、休業損害および慰謝料が支払われます。

■ 支払限度額

被害者 1 名につき **120 万円**

■ 支払内容

支払いができる損害	内容	支払いの基準
治療関係費	治療費	診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、柔道整復等の費用など 必要かつ妥当な実費
	通院費等	通院、転院、入院または退院に要した交通費 必要かつ妥当な実費
	看護料	入院中の看護料 (原則として 12 歳以下の子供に近親者等が付き添った場合) 自宅看護料または通院看護料 (医師が看護の必要性を認めた場合または 12 歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合) 入院 1 日につき 4,100 円、自宅看護または通院 1 日につき 2,050 円 (これ以上の収入減の立証がある場合は、近親者は 19,000 円、近親者以外は地域の家政婦料金を限度として、その実額が支払われます。)
	諸雑費	入院中の諸雑費 原則として入院 1 日につき 1,100 円
	義肢等の費用	義肢・歯科補てつ、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖等の費用 必要かつ妥当な実費 (眼鏡の費用は 50,000 円が限度となります。)
	診断書等の費用	診断書、診療報酬明細書等の発行手数料 必要かつ妥当な実費
文書料	交通事故証明書、被害者側の印鑑証明書・住民票等の発行手数料	必要かつ妥当な実費
休業損害	事故による傷害のために発生した収入の減少 (有給休暇を使用した場合、家事従事者の場合を含む)	原則として 1 日につき 5,700 円 (これ以上に収入減の立証がある場合は、 19,000 円を限度 としてその実額が支払われます。)
慰謝料	精神的・肉体的な苦痛に対する補償	1 日につき 4,200 円 (対象となる日数は治療期間の範囲内で決められます。)

▶ 後遺障害による損害

身体に残った障害の程度に応じた等級によって、逸失利益および慰謝料などが支払われます。

※後遺障害とは事故によって身体に回復が困難と見込まれる障害が残ったため、労働能力や日常生活に支障があると認められる場合をいいます。

■ 支払限度額 後遺障害保険金は等級別に支払限度額が定められています。

①「神経系統の機能または精神・胸腹部臓器」に著しい障害が残り、介護を要する後遺障害

被害者 1 名につき 常時介護を要する場合 (第 1 級) **4,000 万円**
随時介護を要する場合 (第 2 級) **3,000 万円**

② ①以外の後遺障害

被害者 1 名につき (第 1 級) **3,000 万円** ~ (第 14 級) **75 万円**

■ 支払内容

支払いができる損害	内容	支払いの基準
逸失利益	身体に障害が残る労働能力が減少したために将来発生すると考えられる収入減	収入および各等級 (第 1 ~ 14 級) に応じた労働能力喪失率、喪失期間などにより計算します。
慰謝料等	事故による精神的・肉体的な苦痛に対する補償など	①の後遺障害の場合 (第 1 級) 1,600 万円 、(第 2 級) 1,163 万円 なお、 初期費用等 として (第 1 級) 500 万円 、(第 2 級) 205 万円 が加算されます。 ②の後遺障害の場合 (第 1 級) 1,100 万円 ~ (第 14 級) 32 万円 ①および②の後遺障害において、 第 1 ~ 3 級で被扶養者がいるときは増額 されます。

※後遺障害に至るまでの傷害による損害については、これとは別に傷害による損害 (11 ページ参照) の規定が準用されます。

▶ 死亡による損害

葬儀費、逸失利益、被害者本人の慰謝料および遺族の慰謝料が支払われます。

■ 支払限度額

被害者 1 名につき **3,000 万円**

■ 支払内容

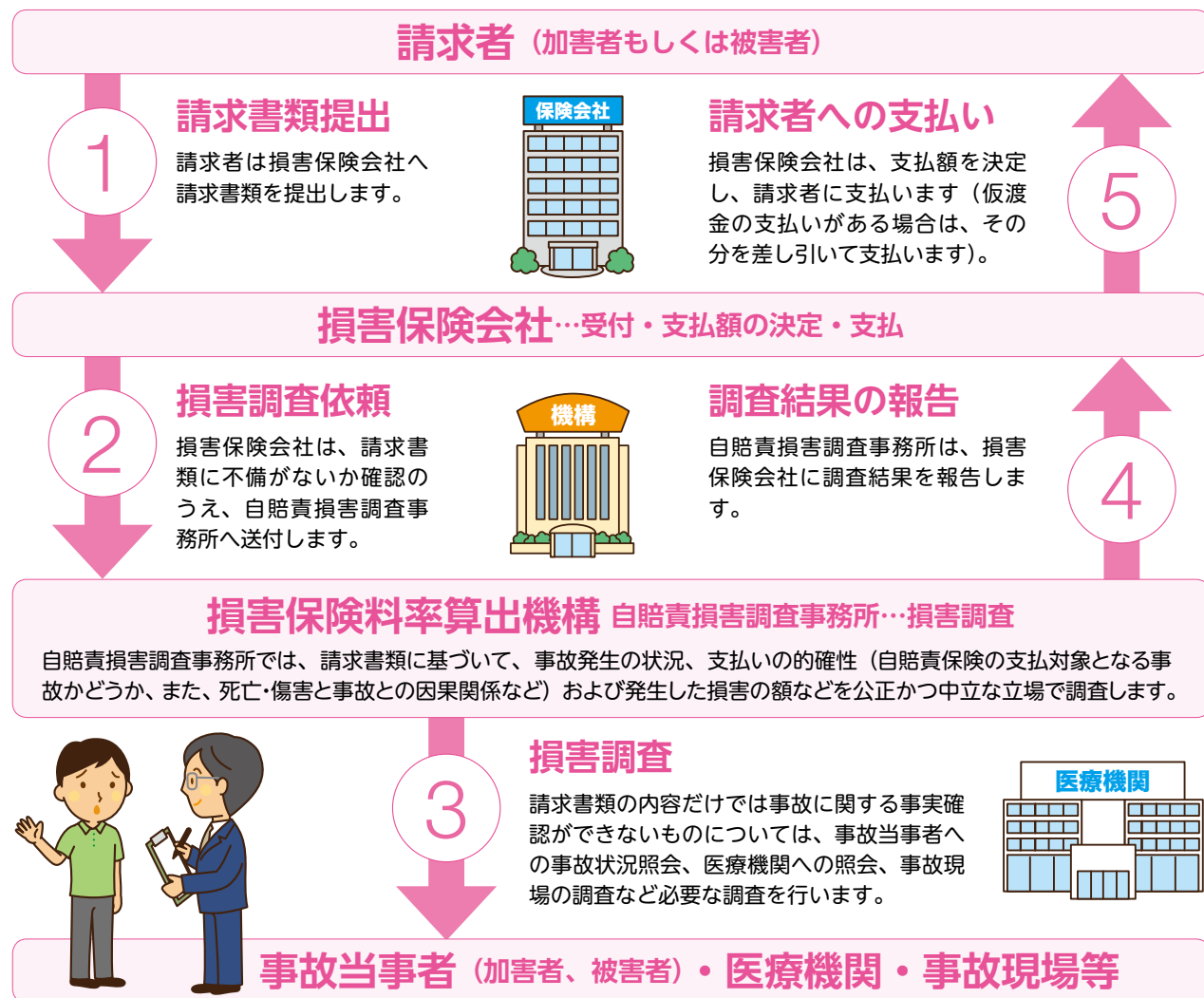
支払いができる損害	内容	支払いの基準
葬儀費	通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用 (墓地、香典返しなどは除く)	60 万円 立証資料等により、これを超えることが明らかな場合は、 100 万円の範囲内で妥当な額 とします。
逸失利益	被害者が死亡しなければ将来得ることができたと考えられる収入額から本人の生活費を控除したものの	収入および就労可能期間、被扶養者の有無などを考慮のうえ計算します。
慰謝料	被害者本人の慰謝料	350 万円
	遺族の慰謝料 遺族慰謝料請求権者 (被害者の配偶者、子供および父母) の人数により金額が異なる	請求権者 1 名の場合 550 万円 、2 名の場合 650 万円 、3 名以上の場合 750 万円 (なお、被害者に 被扶養者がいるときは 、さらに 200 万円が加算 されます。)

※死亡に至るまでの傷害による損害については、これとは別に傷害による損害 (11 ページ参照) の規定が準用されます。

Q3-5 自賠責保険の支払額は、どうやって決定するの？

A 損害保険料率算出機構^(注)の自賠責損害調査事務所による調査に基づき、損害保険会社が決定します。

自賠責保険では多数の請求を迅速かつ公正に処理するため、各損害保険会社の窓口で受け付けられた請求はすべて損害保険料率算出機構の自賠責損害調査事務所が調査を行います。その結果に基づいて最終的に各損害保険会社が支払額を決定のうえ支払います。



（注）損害保険料率算出機構とは

損害保険料率算出機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、設立された法人です（2002年7月に自動車保険料率算定会（自算会）と損害保険料率算定会（損算会）とが統合しました）。同機構では、その事業の一環として全国に地区本部、自賠責損害調査事務所を設置し、自賠責保険（共済）の損害調査を行っています。

被害者などへの情報提供（自賠法第16条の4）

自賠責保険金などの支払いを請求する被害者または加害者などが、**自賠責保険金などが適正に支払われているか**否かを自ら判断できるようにするため、損害保険会社に以下の情報提供を義務付けています。

- 保険金などの請求があった際に、支払基準の概要などを請求者に交付すること
- 保険金などの支払いに際し、支払った金額、後遺障害の等級やその認定理由などの事項を記載した書面を交付すること
- 保険金などを支払わなかった場合に、その理由を書面で交付すること

Q3-6 自賠責保険の請求期限は？

A 3年で時効となります。

加害者請求

被害者に賠償金を支払った翌日から … **3年**

被害者請求

交通事故発生の翌日から … **3年**

※ただし、死亡の場合は死亡日の翌日から3年、後遺障害の場合は症状固定日の翌日から3年

自賠責保険では3年^(注)で時効となり、保険金（損害賠償額）を請求する権利が消滅します（保険法第95条・自賠法第19条）。何らかの理由で請求が遅れてしまう場合は、時効中断の手続きが必要となるため、損害保険会社にご相談ください。なお、政府の保障事業（8ページ「ひき逃げ等による事故の場合は？」参照）の場合も、原則として交通事故発生の翌日から3年で時効になりますが、時効中断制度がないのでご注意ください。

（注）2010年3月31日以前の事故の場合は、2年になります。

コラム

「過失相殺」・「重過失減額」とは？

■ **被害者にも不注意等の過失がある場合に、その過失責任の割合に応じて損害賠償の額を減額することです。**

一般の損害賠償では、被害者にも過失がある場合、その割合だけ損害賠償の額から減額される（被害者の自己負担になる）のが原則です（民法第722条2項）。

しかし、自賠責保険の場合、被害者に重大な過失がない限り、減額されません（**重過失減額**）。

重過失減額とは、自賠責保険の支払いの際、被害者保護の観点から、被害者に重大な過失がある場合のみ総損害額から減額することです（総損害額が支払限度額以上のときは、支払限度額から減額されます）。過失が7割未満で、ケガの総損害額が120万以下であれば、全額自賠責保険から補償されます。

減額適用上の被害者の過失割合	減額割合	
	後遺障害または死亡に係るもの	傷害に係るもの
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満	3割減額	
9割以上10割未満	5割減額	

なお、総損害額が120万円を超えるときには、以下の事例のように自賠責保険や任意保険から支払われます。

～保険金支払事例【後遺障害を伴わない傷害による総損害額が200万円の場合】～

ケース1【被害者の過失の割合が3割の場合】

過失相殺後の損害額

200万円×(100%－30%)＝140万円

総損害額200万円から、被害者の過失の割合3割が減額されます。

①自賠責保険から支払われる金額 120万円

このケースでは被害者の過失の割合が7割未満のため、重過失減額は適用されません。よって、自賠責保険の支払限度額である120万円が支払われます。

②任意保険から支払われる金額

140万円－120万円＝20万円

過失相殺後の損害額から自賠責保険から支払われる金額（120万円）を引いた額が、任意保険から支払われます。

ケース2【被害者の過失の割合が5割の場合】

過失相殺後の損害額

200万円×(100%－50%)＝100万円

総損害額200万円から、被害者の過失の割合5割が減額されます。

①自賠責保険から支払われる金額 120万円

このケースでは被害者の過失の割合が7割未満のため、重過失減額は適用されません。よって、過失相殺後の損害額は自賠責保険の支払限度額である120万円を下回っていますが、支払限度額である120万円が支払われます。

②任意保険から支払われる金額 0円

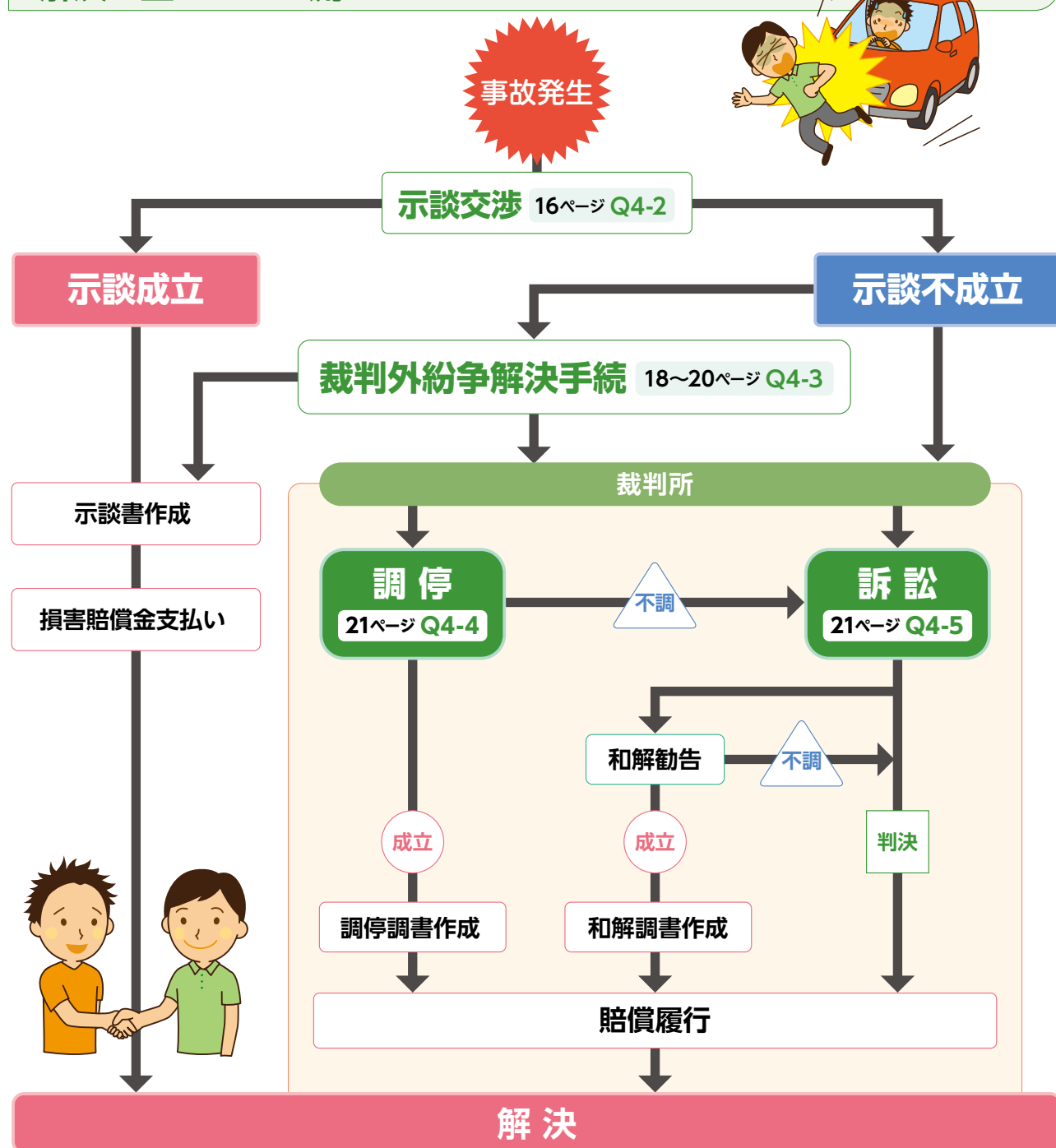
過失相殺後の損害額が自賠責保険から支払われる金額（120万円）を下回っているため、任意保険からの支払いはありません。

賠償問題の解決方法には「示談」「調停」「訴訟」などがあります。

Q4-1 賠償問題の解決までの流れは？

- A** 賠償問題を解決するには、通常「**示談交渉**」を行います。
「示談交渉」で解決できないときは「**裁判外紛争解決手続**」、
または「**調停**」や「**訴訟**」による解決を目指します。

▶解決に至るまでの流れ



Q4-2 示談って、なに？

- A** 裁判所の関与なしに**当事者間で話し合って、賠償額などを決定**することです。
※事故の加害者が自動車保険に加入している場合、当該保険会社が加害者に代わって示談交渉を行うことがあります。

▶示談のすすめかた

示談が成立すると、特別な事情がない限り、あとで勝手に変更・取消しすることはできません。
したがって**慎重に示談するよう**、注意する必要があります。

1



自分の請求内容が正当であることを裏づける**証拠**として
具体的な資料（交通事故証明書、診断書、領収証など）を
そろえておきます。

2



示談はタイミングよく行うことが大切です。
そのためには、あらかじめ専門家（弁護士など）の話を聞き、
納得できる**最低限の条件を決めてから交渉すると早く示談ができる**ようです。心がまえとしては、感情的にならず、
あせらず**慎重にすすめることが肝要です**。
※弁護士などへ相談する場合は、法律相談料等の費用がかかります。
ご自身やご家族が自動車保険に加入されている場合は、費用が補償される
契約内容となっていないか、加入保険会社へご相談ください。

3

示談書	
当事者(甲)	氏名 住所 電話番号
当事者(乙)	氏名 住所 電話番号
事故発生日時	年 月 日 時 分
事故発生場所	
示談内容	1. 2. 3.

上記事項に關しては、両当事者の同意、上記事項による示談が
成立したものと見做す。今後、この件についてはいっさい請求しない。
（当事者(甲) 氏名 住所 電話番号 印
当事者(乙) 氏名 住所 電話番号 印）

示談書の一例

示談がまとまったら、**示談書を作成**します。示談書に**署名・捺印**する場合は、
十分検討し、条件に**よく納得してから**にします。

示談書に必ず記載する項目

示談書の形式は自由ですが、次の事項は必ず記載しましょう。また、既製の書式
を利用することもできます（損害保険会社にも備え付けてあります）。

- 当事者名
- 事故発生日時・場所
- 加害車両の登録ナンバー
- 事故の状況
- 示談内容・支払方法
- 作成年月日
- 署名・捺印

これも
重要

権利放棄条項

示談書には、「**今後、この件についてはいっさい請求しない**」という意味の**権利放棄条項**を書くのが一般的です。したがって損害の見通しも十分立たないうちに示談すると、あとから請求できなくなるので注意しましょう。

権利留保条項

現状ではわからないが、後遺障害についての心配がある場合は、示談書に「**もし今後本件による後遺障害が生じたときは改めて協議する**」という**権利留保条項**を示談書の中に入れておきます。

▶ 示談内容を確実に履行させるために

損害賠償金は、示談成立と同時に全額受け取れるようにするのが望ましいのですが、**後日払いや分割払いになってしまうこともあります**。その場合、示談内容を確実に履行させるためには、示談がまとまった際に、次のような措置をとっておくと有効です。

● 違約条項を入れる

示談書の中に「約束を守らなかったら、日割計算で加算金をとる」「分割払いを怠ったら、残額は一時払いにする」といった**違約条項**を入れておきます。

● 連帯保証人をつけさせる

相手の近親者や知人など、**資力のある人を連帯保証人**につけさせます。

● 裁判をしなくても、強制執行ができるようにしておく

これには「**即決和解**」と「**公正証書**」の2つの方法があります。

即決和解

相手方の住所を管轄する**簡易裁判所**に和解を申し立て、和解調書を作ってもらいます。手続きが簡単で、費用も安くすむので便利な方法です。

和解調書

裁判所

公正証書

当事者双方で**公証人役場**に行き、公正証書を作ってもらいます。公正証書には「債務不履行の場合は、すぐ強制執行を受けても異議はない」という**強制執行認諾条項**を入れておきます。

公正証書

公証人 ○○○○

▶ 示談がなかなかできない場合

専門家（弁護士など）に相談してみるほか、内容証明と配達証明を利用して「○○の損害を賠償せよ」との**催促を行うと有効**です。

● 内容証明郵便が有効な理由

- ・相手が催促に応じなければ、訴訟になった際、その不誠意を証明する証拠になります。
- ・時効の中断事由になります。ただし、中断の効力が生じるのは6ヶ月以内に訴訟などを起こした場合です（民法第153条）。

ここに
注意

示談介入者に 注意!

交通事故を悪用する示談介入者によって、被害者が本来受け取るべき保険金などを**持ち逃げ**されたり、**高額な金銭を手数料**として不当に請求されたりすることがあります。正当な資格を持たない人が示談交渉に介入し報酬を得ると、法律（弁護士法第72条）に触れ、処罰されます。交通事故などの民事事件に反社会的勢力が介入してきたときは、**すぐに警察や弁護士にご相談ください**。

Q4-3 裁判外紛争解決手続って、なに？

A

紛争の当事者のため、**公正な第三者が関与して、裁判によらずに解決**を図るものです。
交通事故に関しては、以下のような**紛争解決機関**があります。

1

そんぽADRセンター

（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

一般社団法人 日本損害保険協会では、全国10カ所^{（注1）}に「そんぽADRセンター」を設置し、**損害保険に関する一般的なご相談**に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、**損害保険会社^{（注2）}とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決**の支援業務などを行っています。

（注1）自動車事故などに伴う損害賠償に関する紛争については、紛争解決委員による意見聴取（面談）に際し、東京にお越しいただく必要があります（この場合の交通費・宿泊費などは、お客様のご負担となります）。

（注2）当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。

■お問い合わせ窓口  **0570-022808**（通話料有料）

IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。

2017年10月1日現在

名称	直通電話	郵便番号	所在地
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031	060-0001	札幌市中央区北一条西7-1 CARP札幌ビル7階
そんぽADRセンター東北	022-745-1171	980-0811	仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル9階
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	101-0063	東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581	920-0919	金沢市南町5-16 金沢共栄火災ビル4階
そんぽADRセンター中部	052-308-3081	460-0008	名古屋市中区栄4-5-3 KDX名古屋栄ビル4階
そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321	541-0041	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階
そんぽADRセンター中国	082-553-5201	730-0036	広島市中区袋町3-17 シンヨービル12階
そんぽADRセンター四国	087-883-1031	760-0025	高松市古新町8-1 高松スクエアビル3階
そんぽADRセンター九州	092-235-1761	810-0041	福岡市中央区大名2-4-30 西鉄赤坂ビル9階
そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951	900-0033	那覇市久米2-2-20 大同火災久米ビル9階

※受付：月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）の9時15分～17時

※所在地以外の地域では、そんぽADRセンターの相談員が最寄りの地域に出張し、損害保険全般に関するご相談に対応する「出張相談」（完全予約制）を月1回程度行っています。詳しくは、そんぽADRセンターにお問い合わせください。

交通事故にあったらまず…

損害賠償を請求する前に…

自賠責保険について…

賠償問題を解決するには…

お役立ち情報

2

公益財団法人 交通事故紛争処理センター
http://www.jcstad.or.jp/

自動車事故の被害者と加害者が契約する損害保険会社等との示談をめぐる損害賠償の紛争解決のため、中立公正な立場で**和解あっ旋および審査**を行っている公益財団法人です。全国11ヵ所に設置されています。

■センター名・電話番号							2017年10月1日現在
東京本部	03-3346-1756	名古屋支部	052-581-9491	高松支部	087-822-5005	金沢相談室	076-234-6650
札幌支部	011-281-3241	大阪支部	06-6227-0277	福岡支部	092-721-0881	静岡相談室	054-255-5528
仙台支部	022-263-7231	広島支部	082-249-5421	さいたま相談室	048-650-5271		

※電話で相談日を予約したうえでお出かけください。
※受付：平日9時～12時、13時～17時（12月29日～1月3日を除く）

3

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構
http://www.jibai-adr.or.jp/

自賠責保険・共済の保険金または共済金の支払いについて、被害者や保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間の紛争に対して、適確な解決を目指して公正な**調停**を行っている一般財団法人です。
公正中立で専門的な知見を有する弁護士、医師などで構成する紛争処理委員が調停を行っています。

■電話番号 ☎ 0120-159-700	2017年10月1日現在
※受付：平日9時～12時、13時～17時（12月28日～1月4日を除く）	

4

一般社団法人 保険オンブズマン
http://www.hoken-ombs.or.jp/

保険オンブズマンは、お客様からの損害保険会社等^(注)に対する苦情や、お客様と損害保険会社等との間のトラブルを解決することを目的に金融庁長官から指定（認可）を受けた専門機関です。基本的には、18ページの「そんぽADRセンター」と同じ機能・役割を果たす機関ですが、会員が異なります。
受け付けた苦情について損害保険会社等に解決を依頼するなど、適正な解決に努めるとともに、当事者間でトラブルを解決できない場合には、弁護士や消費者相談の専門家などが紛争解決手続を実施します。

（注）「損害保険会社等」とは、保険オンブズマンのホームページに掲載している外資系損害保険会社と保険仲立人です。

■電話番号 03-5425-7963	2017年10月1日現在
※受付：平日9時～12時、13時～17時（12月29日～1月4日を除く）	

5

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター相談所
http://www.n-tacc.or.jp/

日本弁護士連合会が設立した公益財団法人で、全国156ヵ所の相談所が設置されています。そのうち43ヵ所で**示談あっ旋および審査業務**を行っています。

以下の相談所で、自賠責保険・自動車保険に関する無料の面接相談を受け付けています。

なお、電話相談を御希望の方は、0570-078325（平日10時～15時30分）におかけください。

※電話相談も無料です。ただし、通話料はご負担いただきます。

■相談所名・電話番号										2017年10月1日現在	
●	本 部	03-3581-4724		八王子市	042-620-7227		三 条	025-222-5533		鳥 取	0857-22-3912
●	札 幌	011-251-7730		立川市	042-528-4319	●	上 越	025-222-5533		米 子	0859-23-5710
	新札幌	011-896-8373		武蔵野市	0422-60-1921	●	村 上	025-222-5533		倉 吉	0858-24-0515
	小 樽	0134-23-8373		三鷹市	0422-44-6600		五 泉	025-222-5533		島 根	0852-21-3450
	室 蘭	0143-47-8373		青梅市	0428-22-1111		佐 渡	025-222-5533		石 見	0855-22-4514
	苫小牧	0144-35-8373		府中市	042-366-1711	●	富 山	076-421-4811	●	岡 山	086-234-5888
	函 館	0138-41-0232		昭島市	042-544-5122		金 沢	076-221-0242		倉 敷	086-422-0478
	旭 川	0166-51-9527		調布市	042-481-7032	●	福 井	0776-23-5255		津 山	0868-22-0464
	釧 路	0154-41-3444		町田市	042-724-2102	●	岐 阜	058-265-0020	●	広 島	082-225-1600
	帯 広	0155-66-4877		小金井市	042-387-9818	●	静 岡	054-252-0008		呉	0823-24-6755
	青 森	017-777-7285		小平市	042-346-9508	●	沼 津	055-931-1848		尾 道	0848-22-4237
	弘 前	0172-33-7834		日野市	042-514-8094	●	浜 松	053-455-3009		福 山	084-973-5900
	八 戸	0178-22-8823		東村山市	042-393-5111		掛 川	053-455-3009	●	山 口	0570-064-490
●	岩 手	019-623-5005		国分寺市	042-325-0111		三 島	055-983-2651		下 関	0570-064-490
●	仙 台	022-223-2383		国立市	042-576-2111		下 田	055-931-1848		萩	0570-064-490
	古 川	0229-22-4611		福生市	042-551-1529		伊 東	0557-52-3002		宇 部	0570-064-490
	石 巻	0225-23-5451		狛江市	03-3430-1111	●	名古屋	052-565-6110		岩 国	0570-064-490
	秋 田	018-896-5599		東大和市	042-563-2111		岡 崎	0564-54-9449		周 南	0570-064-490
●	山 形	023-635-3648		清瀬市	042-492-5111		豊 橋	0532-56-4623		徳 島	088-652-5768
	酒 田	023-635-3648		東久留米市	042-470-7738		一 宮	0586-72-8199	●	高 松	087-822-3693
	鶴 岡	023-635-3648		武蔵村山市	042-565-1111		半 田	0569-23-8655	●	愛 媛	089-941-6279
	福 島	024-536-2710		多摩市	042-338-6806	●	三 重	059-228-2232	●	高 知	088-822-4867
	郡 山	024-922-1846		稲城市	042-378-2286	●	滋 賀	077-522-2013	●	福 岡	092-741-3208
●	水 戸	029-221-3501		羽村市	042-555-1111	●	京 都	075-231-2378		久留米	0942-30-0144
	土 浦	029-875-3349		あきる野市	042-558-1216		京都駅前	075-231-2378		飯 塚	0948-28-7555
	下 妻	029-644-2661		西東京(田無)	042-460-9805		大 宮	0772-68-3080		二日市	092-918-8120
●	栃 木	028-689-9001		西東京(保谷)	042-438-4000	●	大 阪	06-6364-8289	●	北九州	093-561-0360
●	前 橋	027-234-9321	●	横 浜	045-211-7700		なんば	06-6645-1273		魚 町	093-551-0026
	太 田	027-234-9321		相模原	042-769-8230		門 真	06-6902-5648		折 尾	093-691-2166
	高 崎	027-234-9321		相模大野	042-749-2171		茨 木	072-620-1603	●	佐 賀	0952-24-3411
●	埼 玉	048-710-5666		橋 本	042-775-1773		岸和田	072-433-9391		長 崎	095-824-3903
	越 谷	048-962-1188		川 崎	044-223-1149		堺	072-223-2903		佐世保	0956-22-9404
	川 越	049-225-4279		小田原	0465-24-0017		豊 中	06-6858-2034	●	熊 本	096-325-0009
●	千 葉	043-227-8530		横須賀	046-822-9688	●	神 戸	078-341-1717		八 代	096-325-0009
	松 戸	047-366-6611		座 間	046-252-8218		阪 神	06-4869-7613		大 分	097-536-1458
	京 葉	047-437-3634	●	山 梨	055-235-7202		明 石	078-912-1111		宮 崎	0985-22-2466
●	霞が関	03-3581-1782		長 野	026-232-2104		姫 路	079-286-8222	●	鹿児島	099-226-3765
	新 宿	03-5312-5850	●	新 潟	025-222-5533	●	奈 良	0742-26-3532	●	那 覇	098-865-3737
	立 川	042-548-7790	●	長 岡	0258-86-5533	●	和歌山	073-422-4580		コ ザ	098-865-3737

※相談日、相談時間をあらかじめお問い合わせのうえお出かけください。
※●印は示談あっ旋・審査業務を行っている相談所です。

Q4-4 調停って、なに？

- A** 示談ができないが、訴訟にはしたくない場合に、裁判所が設置する調停機関が仲介し、当事者双方で譲り合いながら合意に基づいて解決を図るものです。



▶調停の手続・費用

損害賠償を請求する相手方の住所を管轄する簡易裁判所（人身事故の場合は請求者の住所を管轄する簡易裁判所でも可）に調停を申し立てます。

- 提出する申立書には、次の事項を記載します。

①申立人と相手方の住所・氏名 ②事故の内容 ③請求額

※請求額がわからない場合は「相当額の賠償額を求め」と書くこともできます。
※口頭による申立ても可能です。

訴額	印紙代
50万円 →	2,500円
100万円 →	5,000円
300万円 →	10,000円
500万円 →	15,000円

※民事訴訟費用等に関する法律による

- 手数料（収入印紙代）は、請求額に応じて、右の金額となっています。

なお、請求額が決められない場合は、さしあたり**6,500円の収入印紙代**を納めます。

▶調停の特徴・効力

- 申立てがあると、調停委員会が両当事者を呼び出すので、**当事者は出頭しなければなりません**。
- 当事者双方が自由に主張を述べられます。調停委員会はそれを聞きながら、折合いがつく解決案を考え、まとめ役をつとめます。
- 当事者双方の都合がつけば調停委員会が開かれるので、折合いのつく状況なら解決もスピーディーです。また、弁護士だけでなく、調停委員会から許可を得れば家族（法人の場合はその職員）でも代理人となれることがあります。
- 解決案がまとまれば、その内容をもとに調停調書が作成されます。これは、**裁判の確定判決と同じ効力**があり、強制執行ができます。
- 双方が同意しないと成立しない点、また、相手が出頭しなければそれまでという点が欠点です。正当な理由もなく**出頭しない場合は50,000円以下の過料**が科されます（民事調停法第34条）。

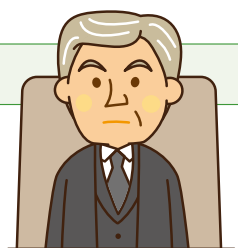
Q4-5 訴訟って、なに？

- A** 訴訟は、裁判による解決方法です。
弁護士に依頼するのが一般的です。

そのほか、裁判について特に知っておいていただきたい要点は以下のとおりです。

▶裁判にかかる日数

裁判は日数がかかるものです。特に相手が上訴をすれば、何年ものかかることもあります。しかし、第1審判決に仮執行宣言をつけることにより、確定判決の場合と同様、すぐに強制執行ができます。



▶裁判にかかる費用（主なもの）

- 手数料

訴状に貼る収入印紙代は、請求する賠償金額に応じて、次の金額となっています。

訴額	印紙代
50万円 →	5,000円
100万円 →	10,000円
300万円 →	20,000円
500万円 →	30,000円

※民事訴訟費用等に関する法律による

- 弁護士報酬

裁判を弁護士に依頼する場合、着手金、報酬金、手数料、法律相談料、日当、実費などががかかります。金額は依頼する弁護士や交通事故の内容により異なりますので、詳しくは依頼される弁護士にご相談ください。

※ご自身やご家族が加入される自動車保険に、弁護士報酬を補償される契約内容となっていないか、加入保険会社へご相談ください。



▶少額訴訟制度

少額訴訟制度は誰でも安い費用で速やかに解決できる制度です。**60万円以下の金銭の支払請求を目的とする訴え**について、本人のほかに証拠書類や同行証人など即時取調べ可能な証拠に限って調べを行い、原則として**1回の期日で審理を終えて即時判決**を言い渡すものです。簡易裁判所に定型訴状用紙や定型答弁書用紙が備え付けられていますので、訴状や答弁書を作成することができます。ただし、以下の点に注意する必要があります。

- ・被告（相手方）が少額訴訟での手続きに異議がある場合は取扱いができない。
- ・不服申立方法が限定されている。

- 手数料

訴状に貼る収入印紙代は、請求する金額に応じて次の金額となっています。

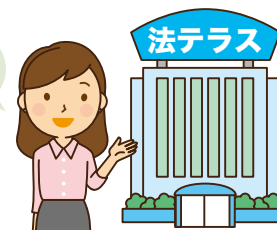
訴額	印紙代	訴額	印紙代
～10万円 →	1,000円	～40万円 →	4,000円
～20万円 →	2,000円	～50万円 →	5,000円
～30万円 →	3,000円	～60万円 →	6,000円

※民事訴訟費用等に関する法律による



▶お金がなくても裁判はできる

裁判費用を立て替えます！



裁判の費用にお困りの方は、日本司法支援センター（通称：**法テラス**）（23ページ参照）にお問い合わせください。法テラスの「民事法律扶助」では、裁判での代理や、裁判所への提出書類の作成が必要な場合、申込者などの資力（収入や資産の状況）や問題解決の見込みなどを審査したうえで、**弁護士費用などを立て替えます**。立て替えられた費用は、毎月分割払いで法テラスに支払うことになります（**無利息**）。

裁判所もすすめる「和解」

裁判所では、判決という形より当事者同士の譲り合いによる**円満解決の道**として和解（「訴訟上の和解」といいます）をすすめることがあります。なお、和解は当事者から申し立てることもできます。当事者双方が和解に応じると**和解調書**が作成され、訴訟は終結します。これは**裁判の確定判決と同じ効力**を持ちます。



1 被害者のための 貸付金制度、給付金制度

一家の働き手を失ったり、ケガのため収入が減ったりと交通事故により経済的な問題を抱えた被害者や遺族のための援護制度があります。詳しくは各機関にお問い合わせください。

▶独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) <http://www.nasva.go.jp/>

NASVA 交通事故被害者ホットライン

電話 0570-000738

※ IP 電話からは、03-5909-2961

※ 受付：平日9時～15時
(12月29日～1月3日を除く)

<NASVAの業務概要>

全国主要都市50カ所に支所を設置し、4種の生活資金貸付(交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金(共済金)一部立替貸付、政府保障事業の保障金一部立替貸付)や、自動車事故を原因として介護を要する重度後遺障害をお持ちの方への介護料支給などを行っています。

また、自動車事故で脳を損傷し重度の後遺障害が残った方の失われた機能を回復させる目的で、療養施設の設置・運営などを行っています。

<NASVA 交通事故被害者ホットライン>

NASVAの各種制度のご案内を行っているほか、法律、金銭、介護など、自動車事故に起因する悩み事について、相談内容に応じて、地方公共団体をはじめとする各種相談機関の窓口の紹介などを行っています。

上記に関するお問い合わせはすべてNASVA交通事故被害者ホットラインまでお寄せください。

▶公益財団法人 交通遺児等育成基金 <http://www.kotsuiji.or.jp/>

電話 03-5212-4511
0120-16-3611

※ 受付：平日9時～17時
(12月29日～1月3日を除く)

<交通遺児育成基金事業>

損害保険会社などから支払われる損害賠償金などの中から、満16歳未満の交通遺児1名あたり加入年齢に応じて240万円～700万円を基金が預かり、これに国および民間からの援助金を加えて、満19歳になるまで育成給付金(非課税)の給付を行うものです。

<交通遺児等支援給付事業>

一定要件を満たす交通遺児及び交通重度後遺障害者の子弟(中学生までを対象)に対し、越年資金、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金の支給を行っています。

▶一般財団法人 道路厚生会 <http://www.douro-kouseikai.org/>

電話 03-6674-1761

※ 受付：平日9時30分～12時、13時～17時
(12月29日～1月3日を除く)

東日本・中日本・西日本高速道路株式会社が管理する道路における交通事故により亡くなられた方のお子様で、経済的な理由から修学困難な高校生などに、返済の必要のない「修学資金」の給付を行っています。

また、修学資金の給付を受けて高等学校などを卒業したお子様には、「卒業祝金」を給付しています。なお、他の団体などから奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも、給付します。

▶日本司法支援センター (通称:法テラス) <http://www.houterasu.or.jp/>

電話 0570-078374
(法テラス・サポートダイヤル)

※ IP 電話からは、03-6745-5600
※ 受付：平日9時～21時/土曜9時～17時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

法テラス・サポートダイヤルでは、「自賠責保険」「示談・損害賠償」など、交通事故に関する法制度や、問題解決のための相談窓口をご案内しています。

また、法テラスでは民事法律扶助制度により、全国の地方事務所において、経済的に余裕のない方が法的なトラブルにあわれたときに、無料法律相談や、弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています。なお、この制度を利用するためには、収入・資産が一定額以下であることなどの要件を満たす必要があります。

▶公益財団法人 交通遺児育英会 <http://www.kotsuiji.com/>

電話 03-3556-0773 (奨学課)
0120-521286

※ 受付：平日9時～17時30分
(12月29日～1月3日を除く)

保護者が道路上の交通事故が原因で亡くなられたり、重度の後遺障害が残ったりして、経済的に修学が困難になったお子様が高等学校、大学などに通う支援として、無利子で奨学金の貸付を行っています。

2 交通事故証明書の申込方法

Q 交通事故証明書は、どこで取得できますか？

A 最寄りの「自動車安全運転センター」にゆうちょ銀行・郵便局で通常払込みにより申し込むと、通常10日ほどで交付されます。

居住地以外で事故にあった場合でも、最寄りの自動車安全運転センター事務所で申し込みできます。

注意：警察に届出をしていない事故については、交通事故証明書が交付されません。

申込みの手順

1 警察署、交番、駐在所、損害保険会社などに備え付けてある申込用紙(振替払込取扱票)に、必要事項を記入します。

複数枚の交通事故証明書が必要な場合も、1枚の申込用紙で申し込みできます。

2 ゆうちょ銀行・郵便局の振替窓口で申込用紙を提出し、交付手数料を払い込みます。

交付手数料は、証明書1通につき540円です。
※別途払込料金が必要です

3 1週間から10日ほどで、申込用紙に記入した住所に交通事故証明書が郵送されます。

その他

自動車安全運転センター事務所窓口での直接申込み、インターネットによる申請(条件があります)、損害賠償請求権のある親族による申込みなども可能です。

申込用紙イメージ

Q 申込みの期限はありますか？

A 人身事故の場合は事故発生から5年、物件事故の場合は事故発生から3年が経過すると、原則として交通事故証明書は交付されません。

ご不明な点については…

自動車安全運転センターにお問い合わせください。

自動車安全運転センター本部 <https://www.jsdc.or.jp/>

電話 03-3264-8600



3 自動車保険（任意保険）の知識

自動車事故にまつわるリスクは多様です。それらを幅広く補償するのが任意保険です。

※ここでは、損害保険会社における取扱例を記載しています。損害保険会社またはご契約の内容により、異なる場合がありますので、詳しくはご契約の損害保険会社もしくは代理店にお問い合わせください。

自動車保険は、他人にケガなどを負わせたために負担しなければならない損害賠償のうち、**自賠責保険などの支払額を超える損害を補償**する対人賠償保険をはじめとして、以下のように自動車事故にまつわるリスクに対応するためにさまざまな保険商品を組み合わせてできています。被害者自身やご家族などがご契約していれば契約自動車に乗車中だけでなくも支払われる保険もありますので、ご契約されている自動車保険の内容をご確認ください。

任意保険一覧

- | | |
|------------|------------|
| ① 対人賠償保険 | ⑤ 人身傷害補償保険 |
| ② 自損事故保険 | ⑥ 搭乗者傷害保険 |
| ③ 無保険車傷害保険 | ⑦ 車両保険 |
| ④ 対物賠償保険 | |

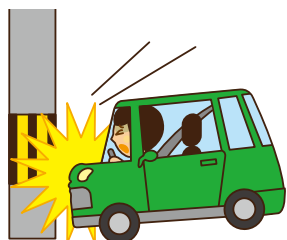
自動車事故で、**他人を死傷**させてしまった。



① 対人賠償保険

他人を死傷させ、法律上の賠償責任を負ったとき、その賠償額のうち**自賠責保険で支払われる額を超える部分**に対し、保険金が支払われます。

自動車運転中、**単独事故**を起こして死傷した。

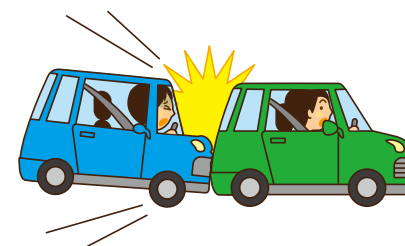


② 自損事故保険

契約自動車の保有者、運転者などが**自損事故**（単独で電柱に衝突した場合や、崖から転落した場合など）によって死傷し、自賠責保険および政府の保障事業の**いずれに対しても請求できない場合、保険金が支払われます。**

- 死亡保険金 ●介護費用保険金
- 後遺障害保険金 ●医療保険金

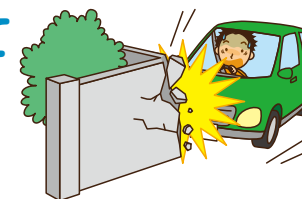
無保険自動車と衝突し、死亡・後遺障害を負ってしまった。



③ 無保険車傷害保険

無保険自動車（対人賠償保険が付いていない、付いていても金額が低いなど、賠償資力が不十分な自動車。あて逃げ自動車を含む）に**衝突されて**、契約自動車に乗車中の人が**死亡または後遺障害を負った場合**、保険金が支払われます。なお、ご契約内容によっては記名被保険者やその配偶者、同居の親族などについては、歩行中や契約自動車以外の自動車に乗車中の無保険自動車による事故でも支払われます。

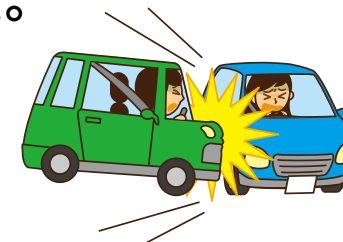
自動車事故で、**他人が所有している財物を壊してしまった。**



④ 対物賠償保険

自動車事故で**他人の財物**（自動車、建物など）に**損害**を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。

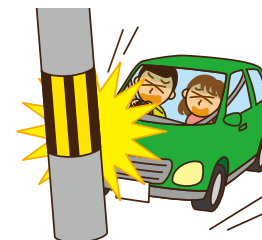
自動車事故によって**死傷した。**



⑤ 人身傷害補償保険

契約自動車または他の自動車に乗車中や歩行中にご契約者やその家族が**自動車事故で死傷、後遺障害を負った場合**、被害者の過失割合に関係なく、**ご契約者自身の損害分**を保険会社所定の基準で算定した額が保険金額の範囲内で支払われます。

自動車に**乗車中**、自動車事故によって**死傷した。**



⑥ 搭乗者傷害保険

契約自動車に乗車中の人（運転者を含みます）が、自動車事故によって死傷したとき、**加害者側からの損害賠償金などは別に以下の保険金が支払われます**（例示であり、契約内容により異なります）。

- 死亡保険金 ●後遺障害保険金 ●医療保険金

交通事故等によって**契約自動車が損害を被った。**



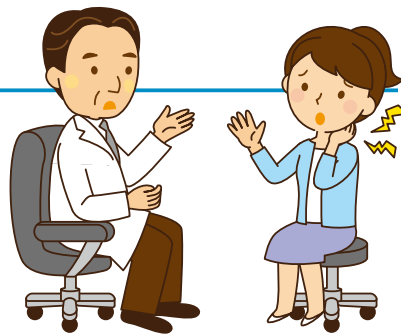
⑦ 車両保険

衝突、接触、墜落、転覆、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮など**偶然な事故によって損害を受けた場合**、保険金が支払われます。

※戦争、暴動、地震、津波、噴火による損害に対しては支払われません。またご契約により補償される危険が異なりますのでご注意ください。

4 むちうち損傷って、なに？

交通事故で「むちうち症」になったという話をよく耳にします。「むちうち症」とは、どういうものなのでしょう？
慶應義塾大学 医学部 整形外科教室 教授 医学博士
松本守雄先生にお話を伺いました。



Q1 むちうち損傷はどのようにして起こるのですか？



後ろから追突されて起こることが多いですが、時に正面衝突や、側面衝突でも起こります。車に追突された際に、首がちょうどむちがしなるような動きをすることからこの名前がつきました。むちうち損傷は比較的低速度の追突事故でも起きることが知られています。また追突時シートベルトをしていたかどうか、ヘッドレストに

頭をつけていたかどうか、前を向いていたのか横を向いていたのかどうか、などにより事故時に首に加わる力や首の動きが異なることが知られています。しかし、むちうち損傷は、ケガの起こり方を言い表しただけなので、病名としては正しいとは言えません。現在では、頸椎捻挫（けいついねんざ）、外傷性頸部症候群などの名前で呼ばれることが一般的になっています。

Q2 どのような症状が現れるのですか？



多くの方で首の痛みが現れます。痛みは事故直後から現れることが多いですが、捻挫や運動後の筋肉痛のように翌日あるいは数日してから現れることもあります。痛みは安静時にもありますが、首を動かしたときに強くなることも多くあります。首の前の筋肉や、後ろの筋肉を押すと痛みを訴える方もいらっしゃいます。首の痛みだけではなく、肩こりや頭痛なども約半数の方に見られ、筋肉の緊張が強くなってしまふことによって起きると考えられています。

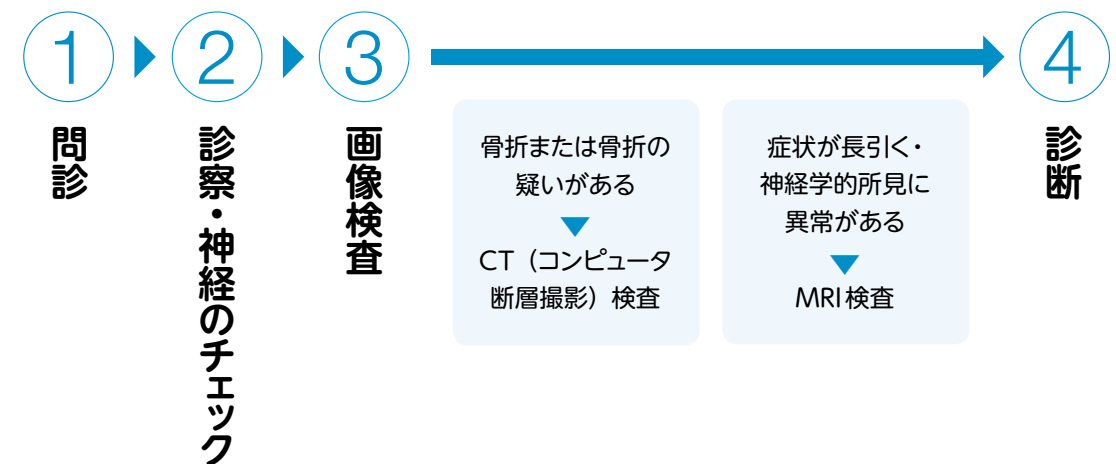
自律神経の症状として、吐き気やめまい、耳鳴りなどの症状も10%程度の方に見られます。このような自律神経の症状は、ケガをしてすぐに現れる方もいますし、治療が長引くにつれ現れて来る方もいます。後になって、このような症状が出てくる場合は、事故により生じた不安や精神的なショックなどがその背景にあ

る場合が少なくありません。手がしびれたり、握力が入りにくいなどの症状が出る方もいます。中には集中力が持続しない、物覚えが悪くなったと言われる方もいらっしゃいます。

首には、手足に向かって走る大事な神経である脊髄とその枝（神経根）が通っていますが、もともと首の骨や、骨と骨の間にある軟骨のクッションである椎間板に異常があるような方では、ケガによりこれらの神経が傷んでしまうことがあります。神経根が傷むと片側の肩から腕にかけての痛み、しびれ、筋力低下、感覚障害が現れます。脊髄が傷むと、通常両側性の腕のしびれ、下肢のしびれ、脱力が現れます。ボタンをはめたり、箸で食事をしたりする細かい指の動作が困難になり、歩行にも支障を来す方もいらっしゃいます。ただし、医師が診ても明らかなこのような神経の障害を生じることは非常にまれです。

Q3 どのように診断するのですか？

診断の手順



まず患者さんのお話を伺います。
(問診といいます)

つらい症状は何か、いつケガをしたのか、どのような事故であったか、これまで他の医療機関で治療を受けられてきたか、それらの治療は有効であったか、あるいはもともと首にご病気があったかなどです。これらのことはその後の治療に必要ですし、またケガの予後を占う上でも役に立つ情報になりますので、医師にもしっかりと伝えてください。



次に患者さんの体を診察します。
(理学所見といいます)

首のどのあたりが痛いのか、首の動きを見た後、神経の異常がないかどうかをチェックします（神経学的所見といいます）。筋肉が骨に付く部分である腱を叩き、筋肉の動きをみる反射、刷毛や先の鈍な針で手足の触った感じや痛みをみる知覚検査、手足の動きや筋力を見る検査、握力などを調べます。

また、首を後ろに反った際に、腕から手の痛みやしびれが強くなるかどうかなどのチェックも行います。このような神経学的所見により、事故により脊髄や神経根などに障害を生じていないかどうかを判断します。



診察の後には、
画像検査を行います。

まず、頸椎のX線を撮影します。これは首の骨に骨折や脱臼などが無いかどうか、あるいはもともとの首の老化現象がないかなどをチェックするためです。

X線検査で骨折が認められ、さらに詳細に調べる必要がある場合、あるいはX線検査では明らかではないが骨折が疑わしい場合には、CT（コンピュータ断層撮影）という検査が行われます。骨の情報を短時間で非常に詳細に把握することが可能です。

症状が長引く方や神経学的所見に異常がある方などの場合には、MRIという検査が行われます。MRIではX線検査と異なり放射線被ばくの危険も無く、椎間板や筋肉、神経などのX線検査には映らない組織のこともよく分かるため、むちうち損傷の診断に広く用いられるようになってきています。

MRIにより椎間板の異常や、神経の圧迫の有無がよく分かるのですが、注意しなくてはならないのは、健康な方でも老化現象としてこれらの所見がしばしば認められ、必ずしも事故によって生じた異常ではない場合も多いことです。

したがって、患者さんの症状や理学所見と画像所見がきちんと一致した場合に（整合性があるといいます）、異常と判断する必要があります。



その他の検査は？

神経の障害が疑われる場合には、神経や筋肉の状態を電氣的に調べる検査が行われる場合があります。筋電図や体性感覚誘発電位などと呼ばれます。

平衡感覚に問題が生じた場合には重心動揺検査などの耳鼻科的な検査が行われることもあります。

自律神経障害や脊髄・神経根障害などの結果、左右の腕や手の温度の差が認められる場合には、サーモグラフィーと呼ばれる皮膚温を測る検査を行うこともあります。

Q4 どのような治療が行われるのですか？



治療は、患者さんの症状に応じて適切に行われる必要があります。

受傷直後は痛みに応じて必要であれば消炎鎮痛薬（痛み止め、炎症止めの薬）を飲んでもらいます。あるいは湿布剤のような外用薬を処方する場合があります。患者さんの不安が非常に強い場合には、精神安定剤や睡眠導入剤などを短期間処方することもあります。

明らかな脊髄の障害がある場合や骨折などを伴っている場合を除いては、入院の必要はありません。

数日から数週間で首の痛みが落ち着いて来たのち、ゆっくりとしたストレッチングや筋力強化の運動を患者さんに行ってもらいます。これはケガで硬くなったり弱くなったりした首の筋肉を柔軟にし、強くするためです。

頸椎カラーは、ケガをした直後に首の痛みが非常に

強い場合に、短期間用いられることがあります。しかし、長期間の使用はかえって首を硬くしてしまいますので、避ける必要があります。

症状が数週間に及ぶ場合には、首の牽引や首の周りを暖める温熱療法などの理学療法と呼ばれる治療が行われます。時には、痛みのある場所に局所麻酔のお薬やステロイドという炎症を抑える薬を注射する場合があります。首のストレッチングや筋力強化はあわせて行ってもらいます。

症状がなかなか取れず、めまいや耳鳴り、強い腕のしびれなどの自律神経症状がある場合には、星状神経節ブロックと呼ばれるブロック治療が効果的な場合があります。

非常にまれですが、脊髄や神経根の障害が明らかで、症状と画像所見に整合性がある場合には神経の圧迫をとる手術が行われることもあります。

Q5 日常生活では何に気をつければいいのですか？



ケガをして数日間は、無理な運動や重労働、アルコール摂取などは避けたほうがいいでしょう。ただ、痛みが改善傾向であればできるだけ早く通常の日常生活や仕事に復帰していただいて構いません。安静にしすぎるとかえって症状が長引いてしまうこともあります。

極度に痛みが強い場合や脊髄や神経根の損傷がある場合を除いて、厳格な安静は必要ではありません。

ケガをしてから数週間たって受傷直後の痛みが改善傾向にあれば、首や肩のストレッチングなどに加えて、ウォーキングや全身ストレッチングなどの全身運動を積極的に行いましょう。

Q6 将来どうなるのですか？



むちうち損傷をすると、後遺症が残ると心配される方も多いと思います。

しかし、軽症例の多くは3～4週のうちに治癒と言われており、また、これまでの研究では7～8割の方がケガをして半年以内に重い後遺症を残さなく治っています。このように一般的にはむちうち損傷の予後（症状の経過）は良好であるとされています。ただし、一部の患者さんでは長期にわたり症状が続く（難治化といいます）、いろいろな診療科が一緒になって治療をする必要がある場合もあります。このような難治化の原因は、まだよく分かっていませんが、事故の状況、不適切な初期治療や治療開始の遅れ、受傷前の患者さんの頸椎の状態（もともとの加齢変化があったかどうか



など）や受傷後の精神状態など様々な原因が関与していると考えられています。

むちうち患者さんが10年、20年たったらどうなるのかという心配もあります。これについても詳しいことは分かっていませんが、最近の研究では、事故後10年の時点で多くの患者さんでケガの直後より首や肩の痛みは改善しており、頸椎の老化現象の進行もケガをしていない健康な方とほとんど変わらないことが分かっています。

Q7 むちうち損傷をすると頸椎の椎間板ヘルニアになってしまうと聞いたのですが？



椎間板が飛び出して神経を傷めてしまうことを椎間板ヘルニアといいます。頸椎の椎間板ヘルニアがむちうち損傷により生じるかどうかは、はっきりとは分かっていません。むちうち患者さんと首のケガをしたことのない健

康な方とで頸椎MRIを比べてみると椎間板ヘルニアの頻度に差がなかったという研究もあることから、むちうち患者さんのMRIで椎間板ヘルニアが認められた場合でも、事故によって起きたというより、もともと加齢現象として存在していたヘルニアである可能性が高いと考えられています。

◆お話を伺った先生：慶應義塾大学 医学部 整形外科科学教室 教授 医学博士 松本 守雄先生

一般社団法人 **日本損害保険協会**

本冊子の送付希望は下記までご連絡ください。

TEL **048-485-2376**

FAX **048-485-2302**

受付：平日10時～18時

※ 冊子代・送料ともに無料です。

※ 日本損害保険協会HPにて、PDF ファイルを閲覧することができます。

